

## 第1章

---

# はじめに

---

- 1 計画改定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象
- 5 計画の策定方法

# 1 計画改定の趣旨

町では、平成30年3月に、これまでの鳩山町障がい者福祉計画を見直し、「第5期鳩山町障がい者福祉計画」（計画期間：平成30年度から令和2年度まで、以下「前計画」という。）を策定し、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと、福祉、保健、医療、教育、就労、まちづくりなど各分野にわたる障がい者施策を総合的かつ計画的に施策展開に取り組んできました。

この間、平成30年6月には障がいのある方が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進することを目的とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。さらに、令和元年6月より、視覚障がい等のある方が読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」も新たに施行され、障がい者の地域における社会参加の促進に関する内容が整備されています。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、障害者総合支援法という。）並びに児童福祉法の一部改正、平成30年4月より、障がいのある方が自ら望む地域で地域生活を営むために「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者の方による円滑な介護保険サービスの利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の向上・確保を図るための環境整備等を行うよう施行されました。併せて、令和2年4月1日に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、短時間であれば就労可能な障がい者等の雇用機会の確保等の整備も進められており、サービスの確保、質の向上、障がいのある方の地域移行と定着に関する内容に焦点が当てられています。埼玉県においては、様々な理由で援助を必要とする親族等に対し、健康で文化的な生活を送ることができるよう、令和2年3月に都道府県条例として定めるのは全国として初めての「埼玉県ケアラー支援条例」を定めました。

この障害者総合支援法等の改正等により、市町村は新たな取り組みにも対応した障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画を策定することとなりました。

こうした中、鳩山町としても相談窓口の充実や各課との連携強化、縦割り行政とならないよう、平成30年4月に組織改革を行い、より住民サービスの強化を図りました。また、町では前計画における施策を推進し展開する中で、社会情勢や障がい者のニーズの変化に対応するため、アンケート調査及び障がい者関係団体等のヒアリング調査等を実施し、障がい者や福祉関係者等で構成される「鳩山町障がい者福祉計画策定・推進委員会」において議論を重ね、前計画の目指す将来像や基本理念を継承しつつ、「第6期鳩山町障がい者福祉計画」（計画期間：令和3年度から令和5年度までの3年間、以下「本計画」という。）を策定しました。

本計画は、町が取り組むべき障がい福祉施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい関係の垣根を超えて多方面の分野と連携を図り、障がいのある方をはじめ、相互理解を推進して全ての人が暮らしやすいまちづくりを推進するため、国際連合が推奨している持続可能な開発目標（SDGs）の理念である「誰ひとり取り残さない（No one will be left behind）」を踏まえた内容とすることを目的としています。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 法的な位置づけ

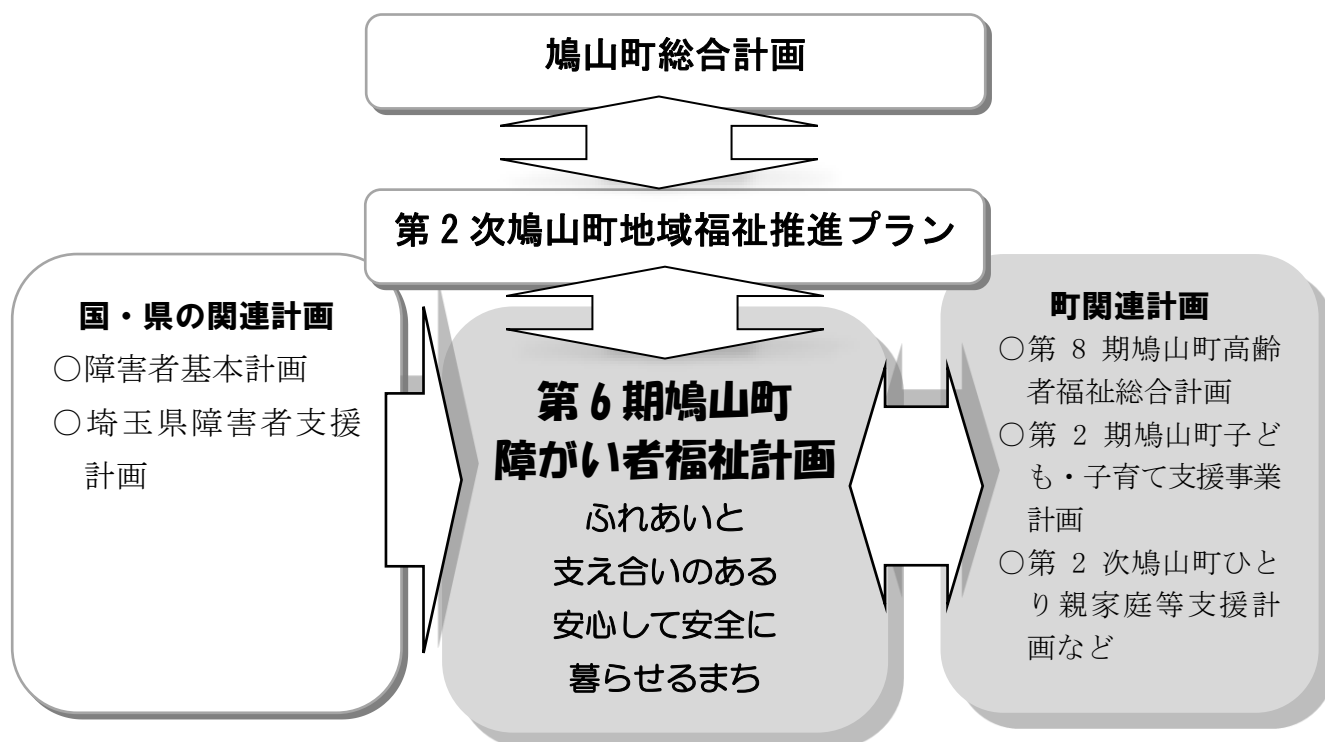
本計画は、障がい者施策を総合的に推進することを目的とした障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」と、障がい者の日常生活や社会生活を総合的に支援するために、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する数値目標やサービスごとの必要な見込量などを定める障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」、障がい児支援の提供体制の確保と円滑な実施を図るための児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」の三つの計画の位置づけを有しており、鳩山町の障がい者施策を総合的に推進していくための計画として、一体的に策定するものです。

なお、本計画の対象となる「障がい者」の定義については、障害者基本法第 2 条第 1 項の規定に基づき、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。高次脳機能障がい者、難病患者もこの定義の「障がい者」に含まれます。

### (2) 町の諸計画との位置づけ

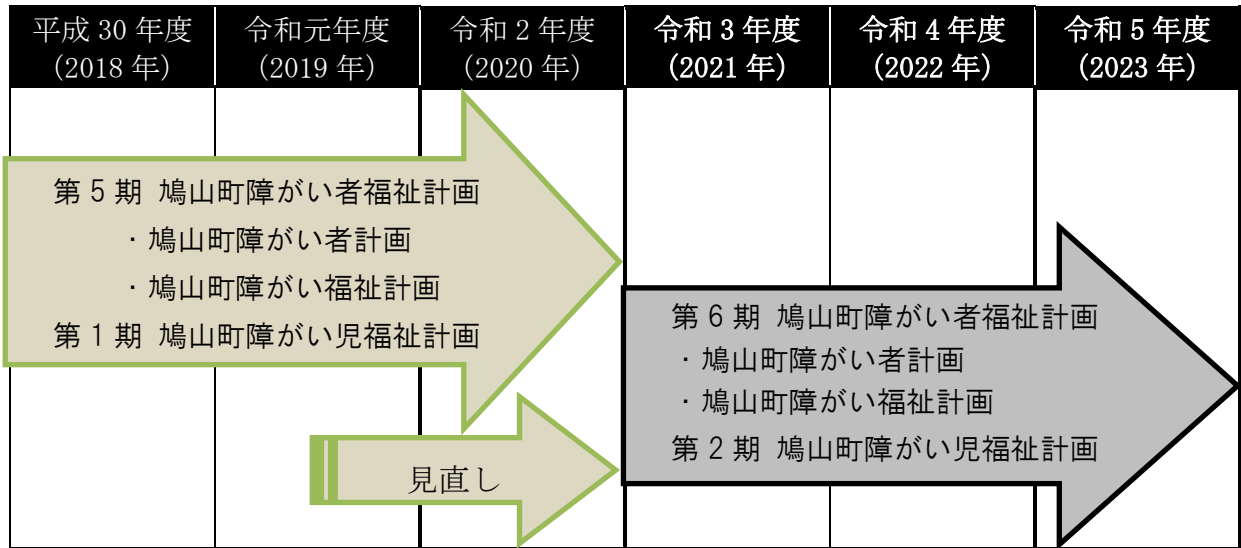
本計画は、町の総合計画である「鳩山町総合計画」との整合性を図るとともに「鳩山町地域福祉推進プラン」を上位計画とした、町の障がい者福祉を推進するための基本的な方向性（基本目標や施策目標）や主要施策を示した総合計画であり、他の関連する諸計画との整合性を持つものです。福祉関係の個別の分野ごとの施策については、鳩山町子ども・子育て支援事業計画、鳩山町ひとり親家庭等支援計画、鳩山町高齢者福祉総合計画など、分野ごとの計画に施策を位置づけられています。

### ◆イメージ図



### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。



### 4 計画の対象

本計画における「障がい」とは、障害者基本法及び児童福祉法等に従い、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、その他の心身の機能の障がい（政令で定める難病などによる障がいを含む）を指すものとし、「障がい者（障がいのある方）」、「障がい児（障がいのある児童）」とは、障がい及び社会的障壁により継続的な日常生活、社会生活に制限を受ける状態にある人、児童を指すものとします。

本計画では、「障がい者」、「障がい児」を施策の対象としますが、障がいのある方もない方も分け隔てなく共に生きる社会の実現を目指すという理念においては、すべての町民の理解と協力が必要であることから、全町民を計画の対象とします。

障害者基本法第2条  
(定義)

**第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

児童福祉法第4条  
(定義)

- 2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

## 5 計画の策定方法

### (1) 計画策定の体制について

本計画の策定するにあたっては、町民や障がいのある方、障がい者に関する団体や関係機関、社会福祉に関する団体及び関係者、学識経験者で構成する鳩山町障がい者福祉計画策定・推進委員会において審議を行いました。

### (2) 計画策定の方法

計画の策定にあたっては、障がい者のみならず、障がいのない一般町民に対して、福祉の総合相談及び福祉サービスのコーディネートを行い地域住民の福祉向上を図ることを目的とした総合相談支援窓口の充実や、住民の生活状況の実態及び福祉サービスのニーズなどを把握し、本計画を策定するための基礎資料として、令和元年11月から12月にかけて「鳩山町総合相談支援体制の推進及び鳩山町障がい者福祉計画策定のためのアンケート調査」を実施しました。なお、アンケート調査結果については、「鳩山町総合相談支援体制の推進及び鳩山町障がい者福祉計画策定のためのアンケート調査 調査結果報告書」と称した冊子を作成し、町立図書館をはじめ、町内の関係施設等に配布し、電子データとして町ホームページにも掲載しています。

この計画素案に対する町民の皆さんの意見を伺うため、素案を公表しパブリックコメントを実施しました。

最終的に鳩山町障がい者福祉計画策定・推進委員会で検討を行った結果を計画案として作成し、町長に答申しました。その答申結果に基づき、町で最終的な協議を行い、令和3年3月に計画を策定しました。

※計画策定の経過の詳細は、87ページの資料編「2 鳩山町障がい者福祉計画策定経過」をご覧ください。

### ○調査対象者

調査対象者	配布対象者数	備考
身体障害者手帳所持者	474人	
療育手帳所持者	72人	
精神障害者保健福祉手帳所持者	89人	
障害児福祉施設利用者	1人	
計	636人	
一般町民	300人	無作為抽出

○調査方法：郵送による配布・回収

○調査実施期間：令和元年11月28日～12月13日

### ○回収結果

調査対象者	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率(%)
障がい者調査	636人	299人	299人	47.0%
一般町民	300人	106人	106人	35.3%

### ○パブリックコメントの概要

- ・意見募集期間：令和2年12月17日（木）から令和3年1月18日（月）まで
- ・意見件数：意見提出人数：1人 意見提出件数：1件

